

○個人情報取り扱い規則

[平成 17 年 8 月 25 日]
規 則 第 6 号

改正 平成30年6月25日規則第6号

(目的)

第1条 本規則は、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合（以下「組合」という。）が個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）及び厚生労働省ガイドラインに基づく個人情報取扱事業者の義務を適正に遵守・履行するにあたって、組合の職員（常勤、非常勤、委託契約、アルバイト等も含む、以下同じ。）が利用者の個人情報を取り扱う行為について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の管理者)

第2条 前項の目的を達成するため、個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者並びに各部署の個人情報管理者が個人情報に関する事項を担当する。

(個人情報の利用目的と取扱い)

第3条 組合が取得した利用者の個人情報の利用目的は、次の各号に掲げる範囲とする。

(1) 組合の内部での利用に係る利用目的

- ア 組合が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- イ 介護保険事務
- ウ 介護サービス利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、入退所等の管理、会計、経理、事故等の報告、利用者の介護サービスの向上、介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料、職員の資質の向上のための研修の基礎資料

(2) 介護保険法及び老人福祉法等において施設の業務の遂行に係る利用目的

- ア 要介護認定等
- イ 高齢者虐待等
- ウ 措置にかかる事故等

(3) 他の事業所等への情報提供を伴う利用目的

- ア 組合が利用者等への情報提供する介護サービスのうち、他の居宅サービス事業者や居宅支援事業者等との連携、照会への回答、その他の業務委託、家族等への心身の状況説明等
- イ 介護保険事務のうち、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答等

- ウ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

2 組合は、前項に規定する利用目的のために必要とするときは、新たな個人情報を取得することができる。ただし、個人情報の取得にあたっては利用者の同意を得なければならない。

3 業務の遂行にたって、第1項に掲げる利用目的以外に新たな利用目的が生じ、それに伴い新たな個人情報の取得を必要とする場合には、各部署の当該業務の担当者及び個人情報管理者は、新しい利用目的及び利用方法等を施設の個人情報管理責任者、または、個人情報統括責任者に申し出、その承認を受けなければならない。ただし、個人情報の取得にあたっては利用者の同意を得なければならない。

- 4 施設の個人情報管理責任者または個人情報統括責任者が前項の承認または、新しい利用目的の通知若しくは、公表簿適否についての判断をするときは、当該業務の担当者又は個人情報管理者及び施設の個人情報管理責任者と協議して行うこととする。
- 5 業務の遂行にあたって、既に存在する利用目的と利用の実態が一致しない場合、または、業務遂行に当って、既に存在する利用目的を変更する必要が生じたときは、当該業務の担当者及び個人情報管理者は、変更を必要とする理由及び変更後の利用目的等を施設の個人情報管理責任者及び個人情報統括責任者に申し出、その承認を受けなければならない。ただし、利用目的の変更にあたっては利用者の同意を得なければならない。

（個人情報の利用）

第4条 個人情報は前条に掲げる利用目的以外に利用してはならない。

- 2 業務の遂行にあたって、個人情報を利用目的以外に利用する必要が生じたときは、当該業務の担当者または個人情報管理者は、その必要性等について、施設の個人情報管理責任者及び個人情報統括責任者の承認を得なければならない。ただし、利用にあたっては利用者の同意を得なければならない。

第5条 個人情報は、法令及び個人情報に関する基本規則第9条に規定するほかは、第三者に提供してはならない。

- 2 業務の遂行に当たって、個人情報を第三者に提供する必要が生じた場合は、当該業務の担当者または、個人情報管理者は、第三者への提供の必要性及び利用者の同意を得る方法等について、個人情報管理責任者の承認を得なければならない。ただし、第三者への提供にあたっては利用者の同意を得なければならない。
- 3 業務の遂行にあたって個人情報を他の法人または、事業者等との間で共同利用する必要が生じた場合は、当該業務の担当者及び個人情報管理者は、共同利用の相手方及びその必要性等について、個人情報管理責任者の承認を得なければならない。ただし、共同利用にあたっては利用者の同意を得なければならない。
- 4 共同利用についての判断は、必要に応じて個人情報管理者及び施設の個人情報管理責任者並びに個人情報統括責任者と協議して決定する。
- 5 職員研修での個人情報の利用または、他施設と経営分析などについて情報交換を行う場合には、当該個人情報を匿名化するなど個人が特定されないよう努めなければならない。

（個人情報の安全管理）

第6条 個人情報の漏えいを防止するため、職員は、個人情報の記録された書類、電磁的記録媒体などを組合及び施設の外に持ち出してはならない。

- 2 職員は、前項の規定に関わらず、業務の遂行にあたって個人情報の記録された書類、電磁的記録媒体などを組合及び施設の外に持ち出さざるを得ない事由が生じたときは、当該職員の属する部署の個人情報管理者及び個人情報管理責任者にその事由を報告し、承認を受けるとともに利用者の同意を得なければならない。
- 3 職員は、業務の遂行にあたって、個人情報の記録された電磁的記録媒体などを複製する必要があるときは、当該職員の所属する部署の個人情報管理者に、その事由を報告し、承認を受けるとともに利用者の同意を得なければならない。
- 4 個人情報管理者は、第2項及び第3項に規定する承認を行ったときは、その旨を記録しておかなければならない。

- 5 職員は、業務の遂行にあたって、個人情報の記録された書面等をファクシミリで送信するときは、送信先を確認したうえで、誤って異なる宛先に送信されることのないように十分注意しなければならない。
- 6 個人情報を記録している書面または電磁的記録媒体等を保管若しくは保存する保管庫などの開閉は、個人情報に関する文書等管理規則（以下、「文書等管理規則」という。）に基づき、開閉する権限を与えられた者以外は行ってはならない。ただし、文書等管理規則に規定する文書管理者の承認を受けた者が行う場合はこの限りでない。
- 7 文書等管理規則に規定する文書管理者は、前項に規定する承認を与えた者について、承認した旨及び承認を与えた職員の氏名等記入し、文書管理責任者に報告しなければならない。
- 8 個人情報の登録作業を行う職員及び個人情報の保存または廃棄の作業を行う職員については、当該職員の行う業務の内容並びにその範囲を定めておかなければならぬ。
- 9 保存期間の終了した個人情報は、利用してはならない。
- 10 その他、個人情報の管理等については、文書等管理規則を遵守しなければならない。

（保有個人情報の開示申請等）

第7条 組合の保有する個人情報の利用目的通知申請、開示申請、訂正等申請及び利用停止等申請に関する対応については、開示申請等に関する規則を遵守しなければならない。

（教育研修）

第8条 職員は、組合の定める個人情報に関する以下の研修を必ず受講しなければならない。

- (1) 採用時研修
- (2) 適宜開催される継続研修

（法令順守）

第9条 職員は、個人情報保護法を遵守し、組合の保有する利用者等の個人情報については退職後も開示しないことの誓約書（様式第1号）を組合に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、組合の委託を受けて業務を行う委託業者に準用する。

附 則（平成17年規則第6号）

この規則は、平成17年9月1日より施行する。

附 則（平成30年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (職員用)**個人情報に関する誓約書**

安芸広城市町村圏特別養護老人ホーム組合

組合長 様

安芸広城市町村圏特別養護老人ホーム組合

園長 様

(個人情報保護の制約)

第1条 私は、組合の職員として、組合の個人情報に関する諸規則を遵守します。次に掲げる事項について、在職中もとより退職後も第三者に故意または過失により開示、提供、漏えい、若しくは自ら使用しないことを誓約します。

(1) 施設利用者等などの個人情報（要介護度、病状、ケアプラン、提供サービス、内容等）
及びその他の個人情報

(機密事項の帰属)

第2条 前条に掲げる機密事項は、組合に帰属することを確認し、私に帰属する旨の主張をしないことを誓約します。

(法令の遵守)

第3条 私は、個人情報保護法を遵守し、組合の有する利用者等の個人情報について在職中及び退職後も開示しないことを誓約します。

2 私が第1条及び第2条に違反し、組合の機密事項を第三者に開示、提供または漏えい若しくは自ら使用した場合は、法的な責任が生ずることを十分に理解し、それに伴い組合に損害を与えた場合は、相当の責任を負うことを誓約します。

(関係資料の返却・破棄)

第4条 私が組合を退職するときは、組合から預かった書類、利用者情報、写真、電磁的記録媒体などの各種資料の一切を組合に返却または破棄することを誓約いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

様式第1号 (委託業者用)**個人情報に関する誓約書**

安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合

組合長 様

安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合

園長 様

(個人情報保護の制約)

第1条 当事業者は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）及び関連法令、厚生労働省ガイドライン等の趣旨と貴組合が定める個人情報に関する諸規則を遵守します。委託業務中に知り得た以下に掲げる個人情報について契約期間はもとより、当事業者の職員の退職後及び契約期間終了後も第三者に故意または過失による開示、提供、漏えい、若しくは自ら使用しないことを誓約します。

(1) 施設利用者等などの個人情報（要介護度、病状、ケアプラン、提供サービス、内容等）
及びその他の個人情報

(機密事項の帰属)

第2条 前条に掲げる機密事項は、貴組合に帰属することを確認し、当事業者に帰属する旨の主張をしないことを誓約します。

(法令の遵守)

第3条 当事業者は、個人情報保護法を遵守し、貴組合が定める個人情報に関する基本規則及び個人情報に関する文書等管理規則を理解し、当事業者もその定めに沿って従業者への教育を行うとともに、従業者と個人情報に関する誓約書を交わすとともに当従業者の故意または過失による漏えいがあった場合には、相応の責任を認め、賠償に応じます。

第4条 当事業者が第1条及び第2条に違反し、貴組合の機密事項を第三者に開示、提供または漏えい、若しくは自ら使用したときは、当事業者に法的な責任が生ずることを十分に理解し、それに伴い、貴組合に損害を与えたときは、相当の賠償に応じることを誓約します。

(関係資料の返却・破棄)

第5条 当事業者は貴組合との契約終了後も第三者に秘密を漏えいしないことを誓約します。また、貴組合から預かった書類、利用者情報、写真、電磁的記録媒体など各種資料の一切を貴組合に返却または破棄することを誓約します。

平成 年 月 日

所在地 _____

事業者名 _____

代表者 _____ 印 _____